

第3回 新宿区協働支援会議次第

令和2年11月9日（月）午後2時00分
新宿区役所本庁舎5階大会議室

1 開会

2 議 事

- （1）令和3年度の実施に向けた協働事業助成の変更内容について
- （2）一般事業助成の新型コロナウイルス感染症対策案について
- （3）その他

3 次回開催について

第4回協働支援会議 本庁舎6階第2委員会室

令和2年12月14日（月） 午後2時00分～午後4時00分

4 閉 会

配付資料

- [参 考] 協働事業企画書（団体申請時）
- [資料 1-1] 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた事業計画書（変更案）
- [資料 1-2] 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた収支予算（概要）
- [資料 1-3] 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた収支予算（詳細）
- [資料 2-1] 新型コロナウイルス感染症を前提とした一般事業助成の対策案
- [資料 2-2] 令和3年度一般事業助成スケジュール（案）※第2回の資料と同じ
- [資料 2-3] 一般事業計画書（案）※第2回の資料と同じ
- [資料 2-4] プレゼンテーションの実施方法について（案）※第2回の資料と同じ

協働事業企画書

事業名	聴者もろう者もみんなで楽しく！手話ダンスでコミュニケーション事業
区分	自由提案 区からの課題提起
① 事業目的・概要	聴こえる人も聴こえない人も、「手話ダンス」を通じてみんなで楽しめるコミュニケーションの場を作り出す。 聴覚障がい者（ろう者）の言語である「手話」、身近にろう者との接点がない限り、なかなか触れることがないのが現状です。 最近では幼稚園や小学校でも「手話歌」に挑戦しているようですが、当団体は「手話」と「HIPHOP ダンス」を融合させた「手話ダンス」を提供しています。 邦楽の歌詞に合わせて手話をしながら、ダンスステップを踏んでもらい、楽しく自然に手話を覚えてもらいます。 すでに何度か小学校などでワークショップをしています、子供にも先生方にもとても喜んで頂いています。 私たちがパフォーマンスをするメンバーには実際にろう者がいます。1曲踊り終わった後に、「彼女は耳が聴こえないんです」と伝えると子供たちはビックリします。音が聴こえないのに踊れるの？という純粋な問いに、カウントマン（ステージ前でカウントを刻むスタッフ）を見ながら踊るんだよ！と教えると興味津々になります。 その後、私たちが踊るときには子供たちも率先してカウントを刻んでくれたりします。 そして最後には一緒に手話歌や手話ダンスに挑戦してもらい、楽しく手話を教えます。 アンケートには「聴こえない人が踊っていてすごかった！」「ちゃんと手話を勉強したくなった」など多くの反響を頂きます。 そんな手話ダンスをもっともっと広めていきたい、新宿区の子供たちにもぜひこの手話ダンスに挑戦してもらいたい、高田馬場に拠点を持つ私達が今発信できることは何か・・・を考え、今回の協働事業に申し込みを致します。 観て学ぶ・体験する・発表するの3つのテーマを掲げ、 ① まずはパフォーマンスを観て頂きます！ そこでも簡単な手話歌に挑戦してもらい、興味のある方々を募ります。 ② 実際に手話ダンスのレッスンを体験してもらいます。 平日コース→新宿区内の児童館にて 週末コース→高田馬場 舞はんど舞らいふスタジオにて 月に1回の負担のない回数で、もちろん参加費やレッスン料は無料です。 ③ 発表会を企画します！ 頑張って練習した成果を新宿区内の地域センターで発表します。 ご両親や祖父母様、お友達などに観てもらおう！という目標を持つこと。 そして発表後の達成感を味わってもらい、自信を持つ気持ちへ促したいと考えています。 レッスン時や発表の場には、当団体のろう者メンバーも参加してもらい、手話でのコミュニケーションや障がい者への理解を子供たちに伝えたいと願っています。 ろう者は今まで経験したことのない「ダンス」にチャレンジする、健聴者は「手話」にチャレンジする、お互いの気持ちを理解する場を作ることによって、心のバリアフリー普及啓発を促進していくことを目的とします。

	聴者もろう者もみんなで楽しく舞台に立ち、ろう者がダンスをしている姿を多くの人に観てもらい、健聴者とろう者の間に感じていた垣根を取り払っていくことを目的とします。	
② 地域課題・社会的課題	新宿区障害者計画中の「新宿区障害者生活実態調査」によりますと、18 歳未満の方と保護者の方を対象にした日常生活で困っていることへの問いに対し、「将来に不安がある」が最も多いですが、「友達との関係がうまくいかない」が 28.4%と 3 番目に多いです。 また、「子どもの放課後や長期休暇中の過ごし方について、活動の場や活動の機会の提供などの支援を充実していくことが求められている」ということもあります。 このほかにも、地域生活での災害への備えとしては、障害の状況に応じた配慮と地域社会との良好な関係や支援が必要との記載もあり、障がい者と地域社会との結びつきが、まだまだ希薄という現状があります。 この原因には、障がい者と健常者との接点が少なく、障がい者理解が進んでいないことの現れであると思います。 地域や学校等で交流の機会を増やすこと、地域や学校等でともに学び、ともに暮らすことなど、「こころのバリアフリー」の普及啓発を促進していくことが必要であると考えます。	
③この事業に対する他の助成の有無 (申請中のものを含む。)	有 ☒ 無 ☐	有の場合は、助成名称（団体）及び助成額 助成名（団体名）： 助成額： 円 ※新宿区の他の助成制度からの助成が決定した場合には、本助成金は受けられません。新宿区以外の団体からの助成金がある場合には、その金額を差し引いた額が本助成額になります。
④ 活動内容	■手話ダンス啓発 パフォーマンスの開催予定 ・当団体のオリジナル作品「ビジョン」を上演 子供の時には誰もが夢を描くもの。小学生・中学生・高校生と成長していく中で、人はいつ夢と現実を分けるのか。夢を応援する人・否定する人。出会った大人によっても変わる子供の気持ち。夢を叶えるために、ビジョンを持ち、描き、そしてそれに伴う行動をどれだけ続けられるか。子供だけに限らず、大人になってからでも夢は叶えられるのでは・・・？ 【概要】 日付 毎年 7 月開催予定 場所 新宿区内の区民ホールを借りて上演 来場予定人数 令和 2 年度 200 人 （角筈区民ホール想定） 令和 3 年度 300 人 （牛込筆筈区民ホール想定） 令和 4 年度 450 人 （四谷区民ホール想定） 小学生まで無料 中高生 1000 円 大人 1500 円 上演後、座ったままでも参加できる手話歌に挑戦してもらい翌年に開催予定の発表会への参加を促す ■手話ダンスレッスンの開催	

【概要】

児童館に通う子供たちや地域周辺の子供たち、また保護者の方に手話ダンスに親しんでもらえるようにレッスンを開催します。

日付 8月～翌年2月まで 毎月1回 計7回

場所 平日コース 新宿区内の児童館（児童のみ）

令和2年度 2館

令和3年度 3館

令和4年度 4館

週末コース 当法人ダンススタジオ（児童・保護者等）

参加予定者 児童館や地域の子供たち、保護者等

令和2年度 20人

令和3年度 30人

令和4年度 40人

参加費レッスン料 無料

■手話ダンス発表会の開催**【概要】**

8月から頑張って練習をしてきた成果を発表します！

日付 例年2月予定

場所 令和2年度 若松地域センター想定

令和3年度 戸塚地域センター想定

令和4年度 角筈区民ホール想定

参加（出演）予定人数

令和2年度 20人+ 当スタジオ生のろう者メンバー
+他NPO団体協力 20人 計40名

令和3年度 30人+ 当スタジオ生のろう者メンバー
+他NPO団体協力 20人 計50名

令和4年度 40人+ 当スタジオ生のろう者メンバー
+他NPO団体協力 20人 計60名

来場予定者数

令和2年度 90名

令和3年度 120名

令和4年度 290名

入場料

令和2年～3年度 無料

令和4年度 小学生まで無料

中高生 1000円

大人 2000円

観る学ぶ・体験する・発表する

この3つのルーティンを毎年行い、手話ダンスに触れてもらう人口を増やし、年を重ねるごとに参加者、観覧者数を増加していきます。

⑤実行体制について	1 提案団体の役割 ・啓発事業の企画・運営 ・レッスン事業の企画・運営 ・発表会事業の企画・運営 ・参加者意見の集約・検証・次年度への反映 ・各事業に関する広報物の作成・配付 ・協力企業等へのアプローチ ・SNS等を活用したPR 2 新宿区の役割 ・事業を効果的に実施するための相談・助言 ・事業の検証 ・活動場所の提供 ・地域・周辺住民への呼びかけ ・協力者・協力団体の紹介 ・区のメディア・掲示板等を活用した広報支援 3 他の団体・地域との連携 本事業を効果的に実施するためには、地域の協力が欠かせません。参加者やボランティアを募るためにも、町会への働きかけを行い、地域で手話に興味を持ち理解がある人を一人でも増やしていきたいと考えています。 また、当団体だけでなく、現在親交のあるNPO（例：NPO法人WINGHEART：ダウン症のメンバーも在籍）や新たに連携するNPOにも発表会等に参加してもらうことで、様々な障害があってもダンスを行うことで、壁を越えていけるということを伝えていきます。 4 安全対策 ・月一回のレッスンでは、通常のダンスレッスンとは違い、ダンスに慣れていない方々の参加も見込まれるため、ストレッチなどをしっかり行い、ケガが無いよう十分に配慮します。 ・当法人では年間を通して保険には加入済みです。 ・発表会開催にあたっては、多数の参加者や来場者が見込まれるため、当日は出演者とは別に会場スタッフとしてアルバイトを依頼し、安心して参加できる体制を整えます。
⑥協働の必要性	個人としては2004年から活動してきましたが、信用性・拡散性に限界を感じたため、2017年にNPO法人化をしました。その中で、多くのイベントに参加したり、後援やイベントの企画を行ったりしてきました。 しかし、NPO単独で事業を進めることにも限界がありました。そこで、新宿区と協働で事業を進めることで、組織や活動内容に対する信頼性を深めることができると考えています。 また、活動場所として、地域の子どもたちが集まる児童館や、地域住民の皆様が足を運びやすい・地域センター・区民ホールを活用することで、より多くの方に活動に参加してもらうことが可能になります。 さらに、本事業の活動場所として、子育て支援施設である児童館を活用していくことで、他の子育て支援NPOと連携していくこともで

	きます。具体的には、毎年 6 月に開催される「子育てメッセ」等の子育て関連のイベントに参加し活動のPRなどを行うほか、区からの紹介を元に、他のNPOと連携して子育て支援のネットワークづくりに関わっていきます。こうした活動を通じて、児童館を活用した本事業をより効果的なものとしていきたいと考えています。 そして、当団体と協働することで、区にとってもメリットがあると考えます。子どもの健全育成には、様々な人との交流が欠かせません。本事業では、手話ダンスを通じて、聴者だけでなくろう者もともに活動に参加し、コミュニケーションをとることができます。幼年期におけるこうした出会いは、子どもの将来や人格形成に大きな影響を及ぼし、区が目指す子どもの健全育成を後押しすることが可能になります。
⑦期待される成果	1 区民や地域への効果 事業では、演者として参加するほか、観客として参加することができます。地域でこれらの活動を行うことで、子どもが学校や家庭で話題する、参加した大人が周囲の大人に伝えていく等の過程を経て、手話が認知され・広めていくことで障がい理解も促進できます。また、友人同士や親子で共通の趣味として手話ダンスに参加する、手話ダンスを通じて普段関わりない人と交流できる等、コミュニケーションをより円滑にするツールとして、多くの方を巻き込むことで、地域の交流の場を作っていくこともできます。加えて、ダンスをすることで、子どもの体力やリズム感などの育成、大人には健康の促進等の運動の効果があるため、手話に興味がない人でも、こういった観点から巻き込んでいくことが出来ると考えています。 2 現状や課題に対する効果 言葉はいらない「手話ダンス」という一つの接点が、ろう者と健常者との結びつける交流ツールとなり、お互いの理解を深めることとなり、こころのバリアフリー普及啓発を促進することにつながっていくと考えています。
⑧団体について	1 課題解決の方法の先駆性、事業実施にあたっての団体の強みについて。 私たちは、プロダンサーの集団で理事長は、ダンス歴 30 年以上のベテラダンサーで、家族関係心理カウンセラーでもあります。聴覚障がいのメンバーと知り合ったことをきっかけに、手話を学び手話とダンスを融合した「手話ダンス」を考案し手話ダンスチーム「inspire (インスパイア)」としても多数のイベントに出演しています。 また 2018 年から東京都教育委員会オリンピックパラリンピック推進事業の登録団体として認められ、各地小学校へ回りパフォーマンスを披露しており、子どもたちとのコミュニケーションには実績があります。 高田馬場にダンススタジオを開設し、一般のダンスレッスンをしながら、戸塚地区の小学校への手話ダンスの披露も行うなど地域に密着した活動も行っています。 2 資金確保に向けた取り組みについて これまでも個人や企業から寄附等の実績はありますが、本活動の趣

	旨に賛同して寄附をいただける方への協力依頼をより活発的に行っていきます。また啓発事業等のチラシ・パンフレットに協賛企業名を掲載することで、企業に対して、スポンサーとしての参加を募っていきます。そのほかに、クラウドファンディングへの積極的な呼びかけを行っていきます。
⑨提案事業終了後の事業の展望・展開	本事業終了後も継続して「手話ダンス」通じたこころのバリアフリー普及啓発活動を行っていく考えです。 手話ダンスに限らずダンスは踊るだけでなく、観ても楽しめるものとして、子どもたちのみならず、地域の大人や高齢者などが楽しめる、地域の交流の場としていきたいです。 地域のイベントやお祭りなどにも積極的に参加し、私たちの活動を多くの人に知ってもらい、手話ダンスイベントの開催数を増やしていきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた事業計画書 （ 変 更 案 ）

事業名	聴者もろう者もみんなで楽しく！手話ダンスでコミュニケーション事業 実施1年目			
実施年度	令和 2年度（当初予定）	令和 3年度（変更）	主な変更内容説明	コロナ対策について
事業の内容	<u>① 手話ダンス啓発事業</u> 〔実施スケジュール〕 令和2年7月初め 公演&体験会 〔事業内容〕 パフォーマンスの上演後 参加型の手話歌体験会 〔観覧予定者〕200名 〔実施場所〕 新宿区 角筈区民ホール 〔観覧料〕 小学生まで無料 中高生 1000 円 大人 1500 円	<u>① 手話ダンス啓発事業</u> 〔実施スケジュール〕 令和3年6月末 公演&体験会 〔事業内容〕 パフォーマンスの上演後 参加型の手話歌体験会 〔観覧予定者〕 約 200 名 〔実施場所〕 新宿区 牛込笹塚区民ホール 〔観覧料〕 高校生まで無料 大人 1000 円	<u>① 手話ダンス啓発事業</u> ☐ 会場の変更 密集を防ぐため、観覧予定者数は変更せず、当初予定より広い会場で実施する。 ☐ スタッフの増加 チケットの受け渡しは当日会場で行い、会場の消毒清掃などを徹底するため、スタッフ人員を増やす。 ☐ 観覧料の見直し 区民ホールの会場費が免除になったこと、また当日受付でのやりとりを速やかに 行うため、観覧料を見直し、高校生までは無料、大人は1000 円とする。 ☐ スケジュールの見直し 毎年児童館の発表会が2月末にあるため、当該事業の発表会と時期が重ならないよう全体のスケジュールを前倒しとする。これにより公演日程を6月末に繰り上げる	<u>① 手話ダンス啓発事業</u> ☐ 検温モニターをレンタルし、観覧者の健康状況を把握する。 ☐ チケットをメールでの事前申し込み制とし、全席指定にする。また、氏名・連絡先等を把握する。 ☐ 演者の当日の健康チェックを徹底する。 ☐ 観覧者にも健康チェックをお願いする。 ☐ 演者はマウスシールド、スタッフ・お客様にはマスク着用をお願いする。
	<u>② 手話ダンスレッスン事業</u> 〔実施スケジュール〕 令和2年 8月～ （平日コース 月1日 週末コース 月1日） 〔事業内容〕 手話ダンスレッスン 〔参加予定者〕20 人 〔実施場所〕 平日→新宿子ども総合センターなどの児童館 2館 週末→舞はんど舞らいふスタジオ（親子参加も可能） 〔参加費〕無料	<u>② 手話ダンスレッスン事業</u> 〔実施スケジュール〕 令和3年 7月～ （平日コース 月1日 週末コース 月1日） 〔事業内容〕 手話歌 レッスン 〔参加予定者〕20 人 〔実施場所〕 平日→ 地域センター（戸塚・落合第一）2か所 週末→舞はんど舞らいふスタジオ （親子参加も可能） 〔参加費〕無料	<u>② 手話ダンスレッスン事業</u> ☐ レッスン内容の変更 手話ダンスではなく手話歌に変更し、手話ダンス同様に楽しみながら手話を覚える機会とする。曲数は、手話ダンスより手話歌の方が覚えやすいため、子ども達が飽きないよう2曲から6曲に増やす。 ☐ 会場の変更 現在すべての児童館が学童として使用され、児童館利用の見通しが立っていないため、会場を地域センターに変更する。 ☐ 児童館の利用 レッスンの周知及び手話歌の予習・復習用に DVD を作成し、児童館で流してもらう。2年目以降のためにも、全児童館（15 館）に配布する。 ☐ スケジュールの見直し レッスン開始を7月からとする。	<u>② 手話ダンスレッスン事業</u> ☐ 講師の当日の健康チェックを徹底 ☐ 参加者の氏名、連絡先等の情報収集の協力と健康チェックをお願いする。 ☐ 参加者は全員マスク着用でレッスンを行う。
	<u>③ 発表会 事業</u> 〔実施スケジュール〕 令和3年 2月 〔事業内容〕手話ダンス発表 〔参加予定者〕 毎月レッスンに通っている子供や大人たち 20 名 舞はんど舞らいふ 20 名 計 40 名予定 〔実施場所〕 新宿区内の地域センター（若松） 〔観覧者数〕 90 名 〔観覧料〕 無料	<u>③ 発表会 事業</u> 〔実施スケジュール〕 令和4年 1月 〔事業内容〕手話 歌 発表 〔参加予定者〕 毎月レッスンに通っている子供や大人たち 20 名 舞はんど舞らいふ 10 名 計 30 名 予定 〔実施場所〕 新宿区内の地域センター（ 戸塚 ） 〔観覧者数〕 90 名 〔観覧料〕 無料	<u>③ 発表会 事業</u> ☐ 会場の変更 密集を防ぐため、観覧予定者数は変更せず、当初予定より広い会場で実施する。観覧予約が定員を超えた場合、公演回数を増やす等の対応をする予定。 ☐ スタッフの増加 チケットの受け渡しは当日会場で行い、会場の消毒清掃などを徹底するため、スタッフ人員を増やす。 ☐ 参加予定者数の変更 本番時の人数を減らすため、団体側の出演者を 20 名→10 名に減らす。 ☐ スケジュールの見直し 毎年児童館の発表会が2月にあるため、この事業の発表会を1月末にする。	<u>③ 発表会事業</u> ☐ 検温モニターをレンタルし、観覧者の健康状況を把握する。 ☐ 演者の当日の健康チェックを徹底する。 ☐ 参加者の氏名、連絡先等の情報収集の協力と健康チェックをお願いする。 ☐ チケットを事前申し込み制とする。また、氏名・連絡先等を把握する。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた収支予算（概要）

			当初予算	変更後	差額	主な増減理由
事業総額			2,343,750	2,759,050	415,300	・コロナ対策費増額分：666,900円 ・区有施設の免除分：262,100円 ・助成対象外経費増額分：10,500円
支出	1	手話ダンス啓発事業	1,487,850	1,732,350	244,500	・区民ホール免除による減 ・会場変更に伴う委託料の増 ・コロナ対策用品等の増 ・コロナ対策に伴う人件費の増 等
	2	手話ダンス レッスン事業	202,800	232,000	29,200	・コロナ対策用品等の増 ・児童館でのPR用DVD作成費の増 等
	3	発表会事業	223,600	354,700	131,100	・地域センター免除による減 ・参加者減に伴う消耗品や保険料の減 ・コロナ対策用品等の増 ・コロナ対策に伴う人件費の増 等
	人件費		377,000			※増加分は各事業の増に算入
	助成対象外経費		52,500	63,000	10,500	・スタッフ増に伴うケータリングの増
収入	事業収入等		470,000	380,000	△ 90,000	・区民ホール免除及びコロナ対策による 観覧料の見直しによる減
	協働推進基金助成金		1,718,000	2,188,000	470,000	
	団体負担金		155,750	191,050	35,300	

費 目		予算額		差額	積算根拠内訳				
		当初	変更後		当初予定		追加・変更		
1 手話ダンス啓発事業		1,487,850円	1,732,350円	244,500円					
事業費	① 使用料及び賃借料	273,000円	20,000円	△253,000円	角管区民ホール（土）夜 27,600円(照明音響仕込み) (日) 1日分 109,800円(本番使用) (日) 楽屋 7,800×2＝15,600 付帯設備 2日分 100,000円 字幕用プロジェクター、スクリーンレンタル 20,000円	27,600 109,800 15,600 100,000 20,000	半込草管区民ホール 免除 免除 免除 免除 20,000	子ども家庭支援課との共催により、ホールの利用料免除。	
	② 印刷製本費	74,750円	74,750円		チラシ(B5片面カラー片面モノクロ)30,000枚→52,000円 チケット200枚→6,500円 パンフレット(B4モノクロ) 300枚→5,000円 台本コピー5円×2000枚＝10,000円 アンケート用紙コピー5円×250枚＝1,250円	52,000 6,500 5,000 10,000 1,250			
	③ 消耗品費	6,000円	6,000円		受付周り制作用品 マジック・テープ・スタッフ名札など2,000円 出演者熱中症対策飲料100円×20名×2本＝4,000円	2,000 4,000		ホールを大きいところに変更したため、委託料増。	
	④ 委託費	680,000円	680,000円		照明音響→500,000円(2日分) 舞台監督→100,000円(2日分) 映像→50,000円(2日分) チラシパンフレット作成デザイン→30,000円	500,000 100,000 50,000 30,000	照明音響→800,000円(2日分) 増加分300,000円はコロナ対策で計上 -①		
	⑤ 講師謝礼	420,000円	420,000円		30,000円×14人＝420,000円	420,000			
	⑥ その他謝礼	15,000円	15,000円		ボランティア謝礼 (手話通訳) 5,000円×2名＝10,000円 (字幕出し)5,000円×1名＝5,000円	10,000 5,000	ボランティア謝礼 増加分35,000円はコロナ対策で計上 -② (手話通訳) 5,000円×4名＝20,000円 (受付・消毒用スタッフ) 5,000円×5名＝25,000円	コロナ対策として観覧を事前予約制とするため、当初見込んでいない受付・消毒スタッフ、会場が広くなったことによる手話通訳者の人員増。	
	⑦ 交通費	円	円						
	⑧ 保険料	15,000円	15,000円		参加者イベント保険 20名×750円＝15,000円	15,000			
	⑨ その他諸経費	4,100円	4,100円		郵便代チラシ送付など 82円×50通＝4,100円	4,100			
	⑩ 新型コロナウイルス感染症対策費用	円	497,500円	497,500円			照明音響増加分→300,000円(2日分) -① 除菌シート500円×5箱 ＝2,500円 除菌スプレー600円×5本＝3,000円 演者マウスシールド1,500円×4箱(10個/箱)＝6,000円 検温モニター賃借料1日/15,000円×2日＝30,000円 マスク予備(お客様が忘れた場合など)1,000円 ボランティア増加分 35,000円 -② 人件費増加分 120,000円 -③	497,500	手指消毒用アルコールや検温モニター他。
2 手話ダンスレッスン事業		202,800円	232,000円	29,200円					
事業費	①使用料及び賃借料	円	円	円	高田馬場第一児童館 高田馬場第二児童館		戸塚地域センター 落一地域センター	免除 免除	子ども家庭支援課との共催により、ホールの利用料免除。
	②印刷製本費	20,800円	20,800円	円	宣伝用チラシ10,000枚 → 20,000円 (A4表面カラー・裏面モノクロ) 課題曲歌詞コピー4曲分×40名分×5円＝800円	20,000 800	課題曲歌詞コピー6曲分×40名分×5円＝1,200円 増加分400円はコロナ対策で計上 -④		手話ダンスから手話歌に変更し、振り付けも簡単になるため、1曲あたりのレッスン期間が短くなる。子どもたちが飽きないよう、曲数を増やす。
	③消耗品費	円	円	円					
	④委託費	円	円	円					
	⑤講師謝礼	112,000円	112,000円		毎月1回8,000円×7か月×2名＝112,000円	112,000			
	⑥その他謝礼	70,000円	70,000円		ボランティア謝礼 5,000×7か月×2名＝70,000	70,000			
	⑦交通費	円	円	円					
	⑧保険料	円	円	円					
	⑨その他諸経費	円	円	円					
	⑩ 新型コロナウイルス感染症対策費用	円	29,200円	29,200円			マスク50枚入り1,000円×3箱＝3,000円 手指消毒スプレー600円×3本＝1,800円 室内清掃除菌シート500円×3個 ＝1,500円 マウスシールド(講師用)1,500円×2箱＝3,000円 課題曲歌詞コピー増加分 400円 -④ DVD作成費 DVD代1,500円 撮影費3,000円×6曲＝18,000円	29,200	手指消毒用アルコールや消毒清掃用具の他、DVDの作成費を計上。これは、現在児童館を学童として利用しているため、事業で児童館が使えないことから、学童に来ている子どもたちに興味を持ってもらえるよう、周知や予習・復習のツールとして作成する。
3 発表会事業		223,600円	354,700円	131,100円					
事業費	① 使用料及び賃借料	9,100円	円	△9,100円	若松地域センター3Fホール9,100円(登録団体料金)	9,100	戸塚地域センター3Fホール	免除	子ども家庭支援課との共催により、ホールの利用料免除。
	② 印刷製本費	9,500円	9,500円	円	チラシ(B5 片面カラー)1,000枚→4,000円 パンフレット(B4モノクロ)150枚→5,000円 アンケートコピー 5円×100＝500円	4,000 5,000 500			
	③ 消耗品費	10,000円	8,000円	△2,000円	受付周り制作用品 マジック・テープ・スタッフ名札など2,000円 出演者水分補給用 100×40名×2本＝8,000円	2,000 8,000			出演者の人数減による。減らすのは団体側の出演者。
	④ 委託費	90,000円	90,000円	円	照明→30,000 音響→30,000 映像→30,000	90,000			
	⑤ 講師謝礼	60,000円	60,000円	円	講師振付料 30,000円×2曲＝60,000円	60,000	講師振付料 30,000 円×6曲＝ 180,000円 増加分120,000円はコロナ対策で計上 -⑤		手話ダンスから手話歌に変更し、振り付けも簡単になるため、1曲あたりのレッスン期間が短くなる。子どもたちが飽きないよう、曲数を増やす。
	⑥ その他謝礼	15,000円	15,000円	円	ボランティア謝礼(手話通訳・字幕出し) 5,000円×3名＝15,000円	15,000			
	⑦ 交通費	円	円	円					
	⑧ 保険料	30,000円	22,500円	△7,500円	参加者イベント保険 40名×750円＝30,000円	30,000	参加者イベント保険 30名×750円＝22,500円		出演者の人数減による。減らすのは団体側の出演者。
	⑨ その他諸経費	円	円	円					
	⑩ 新型コロナウイルス感染症対策費用	円	149,700円	149,700円			講師振付料 120,000円 -⑤ 手指消毒スプレー600円×2本＝1,200円 除菌シート500円×2個 ＝1,000円 マウスシールド1,500円×1箱(10個/箱)＝1,500円 検温モニター賃借料 15,000円/1日 マスク予備(お客様が忘れた場合など)1,000円 人件費増加分 10,000円 -⑥	149,700	手指消毒用アルコールや検温モニターの他。
⑪ 人件費		377,000円	377,000円	円	人件費計(⑩の20%以内) ■手話ダンス啓発事業 ・構成員出演者 リハーサル 5,000円×4日×6名＝120,000円 本番 10,000円×1日×6名＝60,000円 ■手話ダンスレッスン事業 ・構成員講師 8,000円×7か月×2名＝112,000円 ■発表会事業 ・構成員 5,000円×6日×2人＝60,000円 ・当日スタッフ 5,000円×1日×5名＝25,000円	377,000 120,000 60,000 112,000 60,000 25,000	人件費計(⑩の20%以内) ■手話ダンス啓発事業 ・構成員出演者(増加分120,000円はコロナ対策費で計上) リハーサル 5,000円×8日×6名＝240,000円 -③ ■発表会事業 ・当日スタッフ(増加分10,000円はコロナ対策費で計上) 5,000円×1日×7名＝35,000円 -⑥	377,000	演目を変更することによるリハーサル期間の増。
	⑫助成対象経費 (①～⑩合計)	2,291,250円	2,696,050円	404,800円					コロナ対策として観覧を事前予約制とするため、当初見込んでいなかった受付・消毒スタッフ分を計上。
	⑬助成対象外経費	52,500円	63,000円	10,500円	・スタッフ飲食ケータリング 手話ダンス啓発事業 1,500円×20名＝30,000円 発表会事業 1,500円×15名＝22,500円	30,000 22,500	・スタッフ飲食ケータリング 手話ダンス啓発事業 1,500円×25名＝ 37,500 円 発表会事業 1,500円×17名＝25,500円	37,500 25,500	
	事業総額	2,343,750円	2,759,050円	415,300円					
収入区分	内容	当初	変更後	差額	積算根拠内訳				
	⑦ 事業収入 (参加費、資料代等)	170,000円	80,000円	△90,000円	■手話ダンス啓発事業 ＜観覧料＞1,000円×50名+1,500円×80名＝170,000	170,000	■手話ダンス啓発事業 ＜観覧料＞1,000円×80名＝80,000円 (高校生まで無料)	80,000	区民ホールの利用料免除と、コロナ対策として金銭の授受がしやすいよう、観覧料を見直し。
	① 寄附金	300,000円	300,000円	円	寄付及び協賛企業 (チラシやパンフレットに広告掲載)	300,000			
	② 補助金等収入	円	円	円					
	④ 協働推進基金助成金	1,718,000円	2,188,000円	470,000円					
	⑤ 団体負担金	155,750円	191,050円	35,300円					
	収入総額	2,343,750円	2,759,050円	415,300円					

項目		現行	コロナを前提とした 場合の課題	対策案		ご意見									
				対応	説明										
1 全体の スケジュール		・3 月半ば周知開始 ・4/1 から申請受付 ・4 月下旬事前協議 ・5 月に 1 次・2 次審査を実施	・コロナの感染拡大状況に応じ実施方法を途中で変更するのは、通常のスケジュールでは期間がタイトで困難。 ・実施対象期間を助成金交付決定日以降としてきたが、余裕を持った日程とすると、例年より交付決定時期が遅れ、助成対象期間（＝事業実施期間）が減る。	スケジュールの変更 対象期間の開始日の変更	・余裕を持ったスケジュールとする。 （おおよその日程案について資料 2 参照 ※全体の流れを見るために作成した資料ですので、日にちなど確定したものではありません） ・現行は 6 月に助成金交付決定をし、年度末までを対象期間としている。コロナの状況に応じて審査日程及び助成金交付決定日が変わるため、従来通り交付決定日からとすると、交付決定予定日の案内が 2 通りとなり混乱を生じる恐れがあるため、対象期間の開始日を変更する。 ・2 案検討しましたので、ご意見をお願いいたします。 <table><tr><th>対象期間</th><th>メリット</th><th>懸念</th></tr><tr><td>4/1～3/31</td><td>・交付決定が6月でも7月でも、経費の対象期間を遡ることができる。</td><td>・不採択の場合、先行して支出した経費が助成されないため、小規模の団体は交付決定後に準備を開始することが想定され、対象期間を遡るメリットがない。 ・先行して準備したにも関わらず不採択となった場合にトラブルとならないよう、事前周知の徹底に加え、準備の範囲を限定的にする等の対策も検討が必要。</td></tr><tr><td>7/1～3/31</td><td>・交付決定が6月でも7月でも、対象期間が左右されないため建設的な企画を立てやすい。</td><td>・従来より実施対象期間が 1 カ月短くなる。 ・6月に交付決定ができた場合、7月までの1カ月間は経費のかかるような準備ができない。</td></tr></table>	対象期間	メリット	懸念	4/1～3/31	・交付決定が6月でも7月でも、経費の対象期間を遡ることができる。	・不採択の場合、先行して支出した経費が助成されないため、小規模の団体は交付決定後に準備を開始することが想定され、対象期間を遡るメリットがない。 ・先行して準備したにも関わらず不採択となった場合にトラブルとならないよう、事前周知の徹底に加え、準備の範囲を限定的にする等の対策も検討が必要。	7/1～3/31	・交付決定が6月でも7月でも、対象期間が左右されないため建設的な企画を立てやすい。	・従来より実施対象期間が 1 カ月短くなる。 ・6月に交付決定ができた場合、7月までの1カ月間は経費のかかるような準備ができない。	①「7/1～3/31」の案への賛成が大多数。 理由：団体が事業を滞りなく実施し、効果が確保できることを前提とした事業計画を作成し、安心して積極的に活動してもらうため。また、本助成の対象となる団体層を考慮すると、遡及の適用はあまりメリットがない。 ②不測の事態を想定し、余裕のあるスケジュールが必要。 ③R4以降は WEB 会議が可能となる前提で、7 月 1 日からの案は来年度のみの特例とし、R4以降は従来どおりの 6 月からに戻してはどうか。 ④今後の方向性として団体の育成支援を重視するのであれば、4 月に遡及する案も含め、慎重な検討が必要。
対象期間	メリット	懸念													
4/1～3/31	・交付決定が6月でも7月でも、経費の対象期間を遡ることができる。	・不採択の場合、先行して支出した経費が助成されないため、小規模の団体は交付決定後に準備を開始することが想定され、対象期間を遡るメリットがない。 ・先行して準備したにも関わらず不採択となった場合にトラブルとならないよう、事前周知の徹底に加え、準備の範囲を限定的にする等の対策も検討が必要。													
7/1～3/31	・交付決定が6月でも7月でも、対象期間が左右されないため建設的な企画を立てやすい。	・従来より実施対象期間が 1 カ月短くなる。 ・6月に交付決定ができた場合、7月までの1カ月間は経費のかかるような準備ができない。													
2 制度	(1) 対象 経費	・事業に必要な経費を対象とするが、一部事業内容により認めるかどうかの判断を要するものがある。 （例：イベント出演者のケータリングは認めないが、食事提供を主とした事業では食材費用を認める等）	・手指消毒用のアルコールなど、事業の実施に必要な対策を講じるためには、事業の経費に上乗せで費用がかかるため、対策費用についても認める必要がある。	対象経費の追加	・事業内容に照らし、予算 200 万円（助成額の上限額 50 万円）は変更せず、必要な対策費用（物品購入等費用）を認める。（対策に要する費用については、事業の実施に要する費用とは別項目で計上することとし、上限額を設けた上で助成率を 10/10 とする方向で現在庁内調整中です。） ・従来どおり事業終了後団体の備品となるような物品に対する費用は、対象外とする。	①感染症対策を講じた上での団体の活動再開・開始支援という面もあることから対象経費については柔軟に対応し、経費は全額補助とすべき。 ②感染症対策に要する経費は、事業予算 200 万円の他に、別途助成できると良いのではないかな。 ③「新たな日常」において感染症対策は当然のこととなることから、対策経費を特別に取り扱う必要があるか検討すべき。 ④物品の個数等、事業終了後に団体の備品になるか否かの判断が困難。 ⑤R4以降も継続してはどうか。 ⑥交付決定後に感染症拡大の影響等で区から事業の中止要請があった場合の経費の考え方についての検討が必要。									
	(2) 安全 対策	・事業実施中に事故等が無いよう、実行体制における安全面への対策について記載してもらう。	・コロナを含めた感染症対策について明記してもらう必要がある。	書式変更	・必要と思われる安全対策についてもれなく記載してもらえよう、申請書の書式を変更する。										
3 説明会		・区庁舎内の会議室で 3 回実施。 ・職員が募集要項に基づき、特に重要な点や補足を説明する。 ・事前予約制ではあるが、予約なしでも参加可能。	・会議室で行う場合 3 密を避けるため、参加人数の制限が必要となる。 ・緊急事態宣言のような外出自粛期間と重なった場合に、説明機会がなくなる。	説明動画の配信	・あらかじめ撮影した説明の動画を、期間及び視聴者を限定の上で配信する。視聴には事前申し込みを必須とする。 ・動画を視聴する環境が整っていない方へは、個別に対応する。（来庁、電話、メールにより対応）	①決められた日時の説明会への参加が難しい方も多いため、R4以降も継続してはどうか。 ②WEB 対応が可能となれば、動画配信の日時を決め、配信後の 15 分を質疑応答時間としてはどうか。 ③動画を視聴する環境が整っていない方へのフォローとして、留意事項に関する資料を配布してはどうか。									

項目		現行	コロナを前提とした場合の 課題	対策案		ご意見
				対応	説明	
4 募集要項の配布		・特出、地域センター等約 40 の区有施設で配布、またホームページに掲載しダウンロードできるようにしている。	・区有施設に出向くことが少なくなるため、募集要項を手にする機会が減り、制度を理解しないまま申請してしまう。	従来どおり	・従前どおり配布及び区ホームページからダウンロードできるようにすると共に、入手が困難な場合は積極的に郵送を行う。 ※郵送しても案内が申請期限間際とならないよう、周知期間に少し余裕を持たせる。	①郵送する場合は、団体の手元に時間的余裕をもって届くよう配慮すること。 ②「課題」欄に記載の制度への理解不足については、区有施設の長期閉鎖といった状況で起こりうることであり、その場合は今年度同様に採択事業の継続の可否に関わるため、考慮する必要はないのではないか。
5 申請 相談	(1) 制度	・基本的には事前予約の上、来庁してもらい個別の相談に応じている。 ・予約が無くても、職員が対応できる時は相談可能。	・来庁が困難となり、メールや電話でのやり取りを行ったが、相手の理解度や様子が把握しづらく、説明が伝わりづらく時間がかかった。	従来どおり	・上記のようなツールを使い、一通り制度について確認したうえで、メールや電話で疑問や相談に応じる。	①一般事業計画書について、⑥の実行体制はイベントごとに記載できるようにしてはどうか。 ②来庁相談を存続させると、大半の団体が来庁を選択し、対策が無意味となることが懸念されるため、来庁相談を廃止してはどうか。 ③高齢者中心の団体といった WEB 環境に適応できないところもあるが、NPO 側のオンラインリテラシーは向上してきているため、今後も継続してはどうか。
				WEB の利用	・区的环境を整えば、事前予約の上で WEB でも対応する。	
	(2) 申請書類の書き方や企画内容の相談	・来庁してもらい丁寧なヒアリングをしながら、企画の内容や書類の書き方をアドバイスしている。	・アドバイスの機会が減り、メールや電話では説明が伝わり切らないこともあり、申請書のレベルにバラつきが生じ審査しづらくなる。	書式変更	・申請書類のうち一般事業計画書については、ほとんどの項目が文章で記載する形式であるため、記載しやすいよう、計画書のレイアウトを工夫する。(資料3 参照)	
				従来どおり	・来庁が困難な時は、メールや電話で疑問に答えていく。	
				WEB の利用	・区的环境を整えば、事前予約の上で WEB でも対応する。	
6 申請方法		・持参のみ。申請書類を審査資料としてまとめるため、提出書類のデータも提出をお願いしている。	・緊急事態宣言等があった場合、外出をお願いできないため申請できなくなる。	郵送受付可	・郵送も可とし、申請受付最終日の消印までを有効とする。提出書類のデータは CD 等の返却不要な記録媒体に入れ、紙書類と併せて郵送してもらう。(区のメールは容量が小さいため、メールでの受信は分割すれば対応可能)	

項目		現行	コロナを前提とした場合の課題	対策案		ご意見
				対応	説明	
7 審査	(1) 事前協議	協働支援会議を開催し、申請書類の記載内容について、委員間で認識を共有する。 また記載内容に掛かる疑問点があれば、事務局を通じ団体に確認をする。	・協働支援会議の開催が困難な場合、事前協議ができないことにより委員間での認識や情報の共有が不足することで、審査にバラつきが出る可能性がある。	WEB 会議	・ 区 の環境を整えば、 WEB 会議で行う。	①感染症が収束している状況では、現行どおりの手法が望ましい。 ②プレゼンテーションの公開が必須であると、それによりプレゼンテーションの実施方法が制約を受けることになるため、緊急事態宣言等の場合は非公開としてはどうか。 ③コロナ禍でのプレゼンテーション実施は、その必要性及び更なる実施方法の工夫が求められる。何のための事業実施なのか、原点に返っての再検討、メリット・デメリットを比較し十分に検討する必要がある。 ④プレゼンテーションを区の HP で公開する際は、視聴者に簡単なアンケートを行い次回以降の参考にしてはどうか。
	(2) 一次審査	・各委員が採点した結果を集約し、協働支援会議において一次通過団体を協議する。	・委員間で意見交換をする必要があるため、会議の開催が無い中では困難。	WEB 会議	・ 区 の環境を整えば、 WEB 会議で行う。	
				書面会議	・ WEB 会議が困難な場合、委員からの意見を集約するなどのやり取りをメールで行う。	
	(3) 二次審査	・不特定多数が参加できる公開型のプレゼンテーションを実施。 ・各委員が採点した結果を即時集計し、協働支援会議において採択団体及び助成金額を協議する。	・不特定多数の傍聴は人数制御ができない。 ・プレゼンテーションを行う団体と協働支援会議委員、事務局だけでも人数が多く、また公開であるため傍聴人の人数によっては、広い会議室でも 3 密になる可能性がある。 ・委員同士の意見交換をする必要があるため、会議の開催が無い中では困難。	実施方法	資料 4 参照（以下例） ・プレゼンテーションを行う団体の人数を制限し、完全な入替制とする。また、換気やソーシャルディスタンス等感染症対策のため、広さのある会議室、余裕のある時間割で実施する。 ・採択団体の協議については、WEB 会議が困難な場合、事務局から提示した案について委員からの意見を集約するなどのやり取りをメールで行う。 等	
8 その他		・二次審査通過団体数やその合計金額により、助成金額の減額調整を行う。(団体へはあらかじめ、減額しても実施が可能な事業なのかを申請書に記載してもらう)	・事業の計画については、コロナ対策を講じることを前提としており、その対策費用についても助成対象とする必要がある。 ・減額することにより、コロナ対策に影響が出る可能性が考えられる。	減額調整見直し	・令和 3 年度については、減額調整を基本的に行わない。 ※これまでに減額調整を実施したのは、平成 17、18、20、25、26 年度の 5 回、計 9 団体。減額調整に基準はなく、二次審査を通過した団体のうち下位の団体 1～3 団体に対し、減額調整を行ってきた。	①「減額調整」のメリットとしては、ボーダーライン上の事業を拾い上げることで、区民サービスの向上につながる。 ②感染症対策の実効性をより担保できるよう、予算枠内で助成団体を選定すべき。 ③提案されたコロナ対策の有効性について専門家（保健所職員や医師）の判断・意見が必要となるのではないか。

令和3年度一般事業助成スケジュール（案）

会議開催○ WEB会議 ○			会議開催× WEB会議 ×		
項目	月	日	項目	月	日
一般事業助成募集広報周知（区広報・チラシ・登録NPOメール・ウェブ周知）					15
一般事業助成説明動画配信				3	16～ 4/12
事前相談期間					16～31
助成申請受付期間（郵送消印有効）					1～12
★協働支援会議 （スケジュール等確認）		20	★協働支援会議（書面会議） （スケジュール等確認）		20
助成申請書等委員送付		20	助成申請書等委員送付 ※委員質問票メール送付	4	20
★協働支援会議 （書類審査あたったの事前協議） ※委員質問票メール送付	4	28	委員質問票①提出期限（委員→事務局）		28
委員質問票①送付（事務局→団体）		28	委員質問票①送付（事務局→団体）		30
委員質問票①提出期限（団体→事務局）		5	委員質問票①提出期限（団体→事務局）		10
委員質問票①回答送付（事務局→委員）		7	★協働支援会議（書面会議） （質問①回答送付、採点依頼）		12
一次審査採点表提出期限 （電子メール）	5	12	一次審査採点表提出期限 （電子メール）	5	18
★協働支援会議 （書類選考（一次審査））		18	★協働支援会議（書面会議） （書類選考（一次審査）結果連絡）		21
委員質問票②提出期限（委員→事務局）		21	一次審査の確認期限（委員→事務局）		24
委員質問票②送付（事務局→委員）		26	一次審査の確定連絡（事務局→委員）		26
★協働支援会議 （公開プレゼンテーション（二次審査））		1	プレゼンテーション動画提出期限		4
助成決定通知送付		7	プレゼンテーション動画送付 （事務局→委員）		10
	6		委員質問票②提出期限（委員→事務局）	6	15
			委員質問票②送付（事務局→団体）		17
			委員質問票②回答送付（事務局→委員）		22
			二次審査採点票提出期限（電子メール）		24
			★協働支援会議（書面会議） （二次審査の協議）		28
			二次審査の確認期限（委員→事務局）		29
			二次審査の確定連絡（事務局→委員）		30
	7		助成決定通知送付	7	1

※委員質問票①は一次審査にあたり、最低限必要な事項について記入してください。掘り下げた内容についてのご質問は委員質問票②にてお願いいたします。

一般事業計画書（案）

実施要領 第 1 号様式

団体名	
事業名	
① 事業目的・概要	ア 事業目的
	イ 事業概要
② 地域課題・社会的課題	
③ 過去にこの助成を受けた実績	助成年度（ ） 事業名（ ）
	助成年度（ ） 事業名（ ）
	助成年度（ ） 事業名（ ）
④ この事業に対する他の助成の有無 (申請中のものを含む)	□ 有 □ 無
	有の場合は、助成名称（団体）及び助成額 助成名（団体名）： 助成額： 円 ※新宿区の他の助成制度からの助成が決定した場合には、本助成金は受けられません。新宿区以外の団体からの助成金がある場合には、その金額を差し引いた額が本助成額になります。
⑤ 活動内容 (イベントが複数ある場合は、次ページ以降に記載してください)	ア イベント（会議）の開催予定
	イベント（会議）名：
	実施期間 年 月 日（開始） ～ 年 月 日（終了）
	実施場所：
	イ 事業の対象者及び参加予定人数
	対象者： 参加予定人数： のべ（ ）名
ウ 周知	媒体
	□ ポスター □ チラシ □ HP
	□ その他（ ）
	周知先
	□区施設（特別出張所、地域センター等） □区直営掲示板
	□その他（ ）

⑥ 実行体制 (人員体制・安全対策等)	ア スタッフ等人数
	団体構成員 () 名 アルバイト () 名 ボランティア () 名
	イ 事業実施にあたっての安全対策
⑦ 期待される効果	ウ 新型コロナウイルス感染症対策
	ア 区民や地域社会への成果・効果
	イ 現状や課題に対する成果・効果
⑧ 先駆性・専門性	
⑨ 事業の今後の展望	

プレゼンテーションの実施方法について（案）

想定する状況		プレゼンテーションを開催	プレゼンテーションの開催不可
		(コロナ対策を講じた上で、プレゼンテーションを開催できる)	(外出自粛要請等により、プレゼンテーションの開催ができない)
項目	現行	WEB○の場合	WEB×の場合
プレゼン方法	・団体の代表者が3名以内の人数で、プレゼンを実施。	☐ プレゼン団体は入れ替わりとする。	☐ 団体にあらかじめ規定時間でのプレゼンテーションを撮影してもらい、事務局でデータをまとめ、委員に送付する。
		☐ 会場に入れる団体関係者及び演者の人数を制限。 (従来は演者が3人まで、団体関係者の傍聴は制限なし)	
質疑応答	・プレゼンの後、質疑応答の時間を確保し、その場で実施。	☐ 従来どおりの質疑応答時間を確保し、実施する。	☐ プレゼンテーション確認後の質問事項を事務局でとりまとめ、団体からの回答を委員へ送付する。
採択方法	・即日採点、集計し採択団体を確定。(団体数が多い場合、後日実施)	☐ 従来どおりとする。	☐ 期日までに採点表をメールで提出。事務局で集計し、その結果を委員へ報告し、確定する。
公開方法	・プレゼンテーション会場内で傍聴可能	☐ 事前予約の上、入室上限人数を設ける。	☐ 団体が作成したプレゼンの動画を、区のホームページなどで公開する。
		☐ 開催できない、または最少人数での開催となった場合はの公開に代わる方法を別途調整中。	